

附則

1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日まで、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む)及び第二項の規定は、適用しない。

省 令

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年六月二十五日

文部科学大臣 下村 博文  
厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

(平成二十三年文部科学省令第五号)の一部を次のように改正する。  
附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第四条第二項第二号イ、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十六条第二項第二号、介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第五項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第十三条ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。  
平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令  
(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正)  
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則  
第一条の見出し中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。  
第二条(見出しを含む)中「第二条第三項第三号イ」を「第二条第四項第三号イ」に改める。  
第三条を次のように改める。

(法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所)

第三条 法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
- 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第七号中(昭和三十八年法律第三十三号)を削る。  
第五条(見出しを含む)中「第四条第二項第二号ロ」を「第五条第二項第一号ハ」に改める。

第六条(見出しを含む)中「第四条第二項第二号ハ」を「第五条第二項第二号ニ」に改め、同条第六号中「第四条第二項第二号イ又はロ」を「第五条第二項第二号ロ又はハ」に改め、同条第七号中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。  
第七条及び第八条を削る。

第九条(見出しを含む)中「第十一条第二項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条第七号とする。

第十条(見出しを含む)中「第二十条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「第二十一条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十一条第一項、第十三条第一項」を「第十三条第一項、第十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第一項及び第十九条」を「第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条」に改め、同条を第九条とする。

(介護保険法施行規則の一部改正)  
第二条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第二百二十六条の十二第一号中「第二百二十六条の八」を「第二百二十六条の十」に改める。

附則第二十七條第一項各号列記以外の部分中「この条」の下に、「及び附則第三十条」を加える。  
附則に次の三条を加える。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)  
第二十八條 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは、「四月から七月まで」とし、「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。